

32. 治験審査委員会（IRB）・倫理委員会 で審査された自主臨床試験の件数

項目の解説

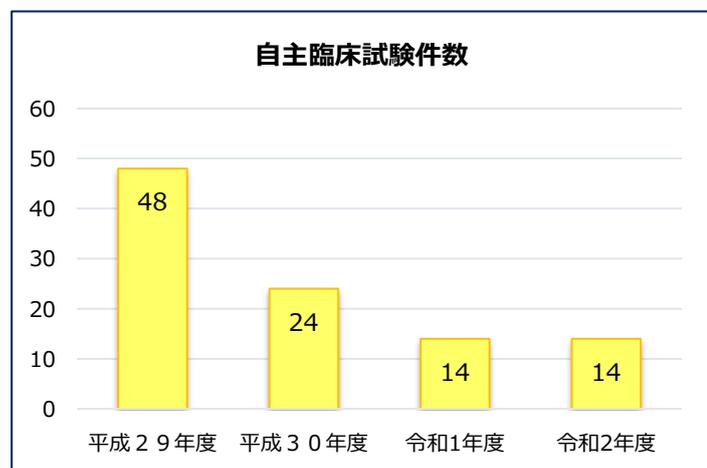
新しい診断法や治療法の臨床研究を行うことが大学病院の社会的責任の一つです。自主臨床試験件数とは、それら先端医療や臨床研究にどの程度取り組んでいるかを示す指標です。研究実施前に倫理委員会または治験審査委員会で審査され、承認されたもののみが臨床現場で実施されますので、所定の規則に則って適性に臨床研究がなされていることを評価する指標ともいえます。

算式

実数

当院の実績

令和02年度	14件
令和01年度	14件
平成30年度	24件
平成29年度	48件



定義

治験審査委員会・倫理委員会で審査された治験以外の新規臨床試験（いわゆる自主臨床研究、または自主臨床試験と総称している）の件数です。当項目での自主臨床研究とは、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に則り実施される医薬品・医療機器・再生医療等製品を用いた医師主導臨床研究（治験を除き、介入および侵襲を伴うものに限る）を指します。